

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

早川町（以下「本町」という。）においては、1956（昭和31）年のいわゆる「昭和の合併」により6つの旧村が合併し、現在の町制が施行された。合併当初の人口は8,000人を超え、ピーク時の1960（昭和35）年には10,000人を超える人口であった。しかしながら、様々な要因によりその後人口は減少の一途をたどり、現在は1,000人程度と「日本で最も人口の少ない町」となっている。

本町は、山梨県の南西部に位置し、南アルプス白根山系の間ノ岳（標高3190m）・農鳥岳（3025.9m）等の高峰と、楕形山系の標高1500m～1800mの高山に囲まれた自然豊かな町で、東部は南巨摩郡富士川町と南部は身延町と接し、西部は静岡県静岡市に接する県境の町である。町名の由来となっている町の中央を流れる早川を中心に、東西15.5km・南北に38km、369.96km²の広大な面積を有し、町土の96%を森林が占めて、新緑や紅葉の時期は特に美しく、周囲を囲む山々の四季折々の変化は鮮やかで、見るものの目を楽しませてくれる。

②想定される地域の災害リスク

本町は、南アルプスの山々に囲まれた山岳地帯で、高山に囲まれ急峻な箇所が多く、地質的には、断層破碎帯や風化の進んだ斜面が多いことから、地震、暴風、豪雨、地すべりなど極めて多種の自然災害が発生しやすい条件下にある。

(土砂災害)

本町において予想される被害は、斜面崩壊、土石流及び地すべりによる人的被害や人家等の被害、道路の分断及び集落の孤立等がある。

本町では急傾斜地崩壊防止対策等災害防止工事の推進を図るとともに、危険箇所の把握、住民への周知、危険箇所の監視体制や警戒避難体制の強化に努める。

(地震災害)

地震災害については、甲府地方気象台において地震観測開始以来もっとも強い地震は、大正12年（1923年）の関東大震災である。翌年の丹沢地震も烈震で、県内に大きな被害をもたらした。町での被害は、比較的軽微であったようだが、それでも石塔や家の中の家具が倒れたという。

本町の地質構造は、南北に細長い帯状の構造で、概ね町の西側から形成が古く、赤石山地をつくる四万十層群（中生代白亜紀後期～新生代古第三紀の付加体）が露出し、早川に沿って南北に走る糸魚川－静岡構造線の東側は御坂層群（新生代新第三紀の付加体）、早川下流には富士川層群（新生代新第三紀）が分布する。変性作用を受けた四万十層群は、剥離性が強い岩石からなるV字谷を形成し、山地崩壊を起こしやすい。また、御坂層群・富士川層群は海底火山堆積物で構成され地すべり・山くずれが多い。

(感染症)

新型コロナウイルス・新型インフルエンザ等は、今までに流行していない感染症でかかりやすく、かかったときに重症化するおそれがある。世界的に急速に蔓延し、企業活動に大きな影響を与えると予想されているため、発生時には国家の危機管理として対応することになっており、本町でも町民の生命及び健康を保護し、町民生活や経済に与える影響を最小限にするために対策を行っている。

(2) 商工業者の状況 (令和3年12月1日現在)

- ・商工業者数：81 事業者
- ・小規模事業者数：73 事業者

【内訳】

業種大分類	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
農業・林業	2	2	山間、川沿いに立地している
鉱業、採石業、砂利採取業	4	2	山間、川沿いに立地している
建設業	14	13	山間、川沿いに立地している
製造業	9	9	山間、川沿いに立地している
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	山間、川沿いに立地している
情報通信業	1	1	山間、川沿いに立地している
運輸業、郵便業	3	2	山間、川沿いに立地している
卸売業、小売業	11	10	山間、川沿いに立地している
学術研究、専門・技術サービス業	1	1	山間、川沿いに立地している
宿泊業、飲食サービス業	28	27	山間、川沿いに立地している
生活関連サービス業、娯楽業	5	5	山間、川沿いに立地している
サービス業 (他に分類されないもの)	1	1	山間、川沿いに立地している

(3) これまでの取り組み

1) 早川町の取り組み

ア) 早川町地域防災計画の策定

本町では、令和3年3月に新しい地域防災計画を策定し、災害対策基本法（昭和36（1961）年法律第223号）第42条の規定及び大規模地震対策特別措置法（昭和53（1978）年法律第73号）第6条第1項に基づき、早川町に関する基本的事項を総合的に定め、町及び防災関係機関、町民が連携し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の総合的・計画的な推進を図るため、「早川町防災会議」を設置し、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

イ) 防災訓練の実施

災害からの被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するため、啓発活動や防災教育の普及に努めている。

ウ) 防災、感染症等対策備品の備蓄

町民生活上必要な物資を確保するため、備蓄物資管理施設の管理者に対し情報伝達を行うとともに、協定を締結している店舗等に対しても物資調達の準備を要請できる体制整備を推進している。

エ) 早川町地域防災計画の町内への周知

概要版を作成し町民に周知した。

オ) 災害時の避難場所開設

カ) 本町で作成した早川町土砂災害ハザードマップをホームページにおいて掲載している。

2) 早川町商工会の取り組み

ア) 事業者BCPに関する国の施策の周知

早川町商工会（以下「本会」という。）においては、小規模事業者の災害発生時への備えの必要性を認識・理解してもらうため、国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」の小冊子配付などにより、本会役員・会員を中心に防災知識の普及啓発・周知を行ってきた。

イ) 事業者BCP策定セミナーの受講促進

これまで、本会主催での小規模事業者向けのBCP策定セミナーを実施したことはなく、関係機関や損害保険会社等が主催する危機管理やBCP策定の必要性に関するセミナーに関して、管内の小規模事業者への周知等を行っている。

ウ) 損害保険への加入促進

全国商工会連合会では、各損害保険会社と業務提携し、災害保険の普及促進を行っている。

本会でも小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクヘッジ対策として、山梨県商工会連合会等と連携した普及・加入促進を行っている。

エ) 事業継続力強化支援計画策定のための行政担当課との連携

オ) 自然災害発生時に被災した地域の会員企業の被災状況を確認し行政等に報告

II 課題

現状では、「早川町地域防災計画」に商工会が災害時に果たすべき業務が示されているが、町と商工会の具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、災害復旧に備える保険・共済に対する助言を行える商工会職員も不足しているといった課題がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、早川町と早川町商工会との間における被害状況報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口指導時に、山梨県商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

※対象共済・保険制度

(火災共済、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、会員福祉共済、商工貯蓄共済、自動車共済、他)

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・早川町と早川町商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

- ・本会では、多発する自然災害や事故・病気、感染症など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。
- ・令和3年3月に改正された「早川町地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、災害時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回や窓口での経営指導の際に、東京海上日動火災(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)が提供するハザード情報等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・商工会ホームページや町広報、町内回覧等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対してBCP策定の重要性を説明し、山梨版BCP作成シートや全国連と東京海上日動火災(株)が共同で作成した中小企業・小規模事業者のためのBCPヒアリングシート、作成シート等を活用し、事業者BCP(即時に取り組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練、リスクファイナンス等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 早川町商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和6年3月までに作成

3) 関係団体等との連携

- ・専門性が必要とされるBCP策定やリスクファイナンスについては、適切な情報やノウハウを有する保険会社等と連携し事業者の支援にあたる。
- ・連携する東京海上日動火災(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)の提供する事業所所在地のピンポイントのハザード情報を事業者に提供し、自然災害等の危険度を周知する。
- ・連携する各保険会社に専門家派遣を依頼し、事業者を対象とした普及啓発セミナーや、リスクに対応するための損害保険、生命保険等の紹介を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険、損害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・BCPは策定してそのままになってしまうケースも多いことから、小規模事業者のBCP等の取組状況の確認を行う。また、必要があれば計画の変更についても支援する。
- ・事業継続力強化支援に関する打合せ会（構成員：本会、本町）を開催し、状況確認や改善点について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、本会と本町との連絡ルートの確認等を行う。
- ・訓練は必要に応じて実施する。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員への体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、早川町における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・本会と本町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

【被害規模状況の目安は以下を想定】

大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において、連絡がとれない、もしくは交通網が遮断されており確認がとれない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、本会と本町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度共有する
2週間～3週間	1日に1回程度共有する
4週間～2ヶ月	3日に1回程度共有する
2ヶ月以降	1週間に1回程度共有する

- 必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

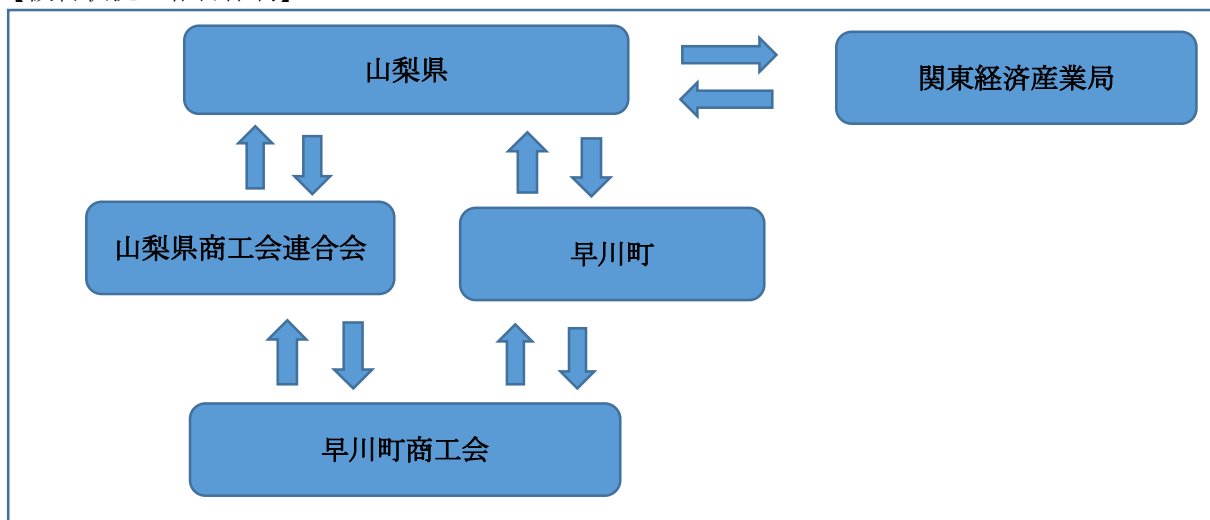
- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 小規模事業者の被害状況の把握及び報告については、全国商工会連合会が開発した「商工会災害システム」を活用する。商工会職員等が確認した被災状況を携帯端末から入力することで、商工会連合会、全国商工会連合会と情報共有を行う。
また、備考欄に必要な物資や要望等を記載するなど、CSVに出力した情報を町・県に対して迅速に報告する。

【商工会災害システム把握及び入力情報】

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	・経営者 ・家族 ・従業員 (軽傷、重傷、行方不明、死亡)
物的被害状況	・店舗工場 (全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・社長自宅 (全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・商品 ・機械 ・器具備品 ・車両
被害額	(円)
写真	被害を受けた状況
備考	企業の業種、必要な物資、要望事項等

- 自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- 本会と本町は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額 (合計、建物、設備、商品等) の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 本会と本町が共有した情報を、山梨県の指定する方法にて、本会又は本町より山梨県へ報告する。
- 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、本会と本町が共有した情報を山梨県の指定する方法にて本会又は本町より山梨県へ報告する。

【被害状況の報告体制】



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- 相談窓口の開設方法について、早川町と相談する。（本会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

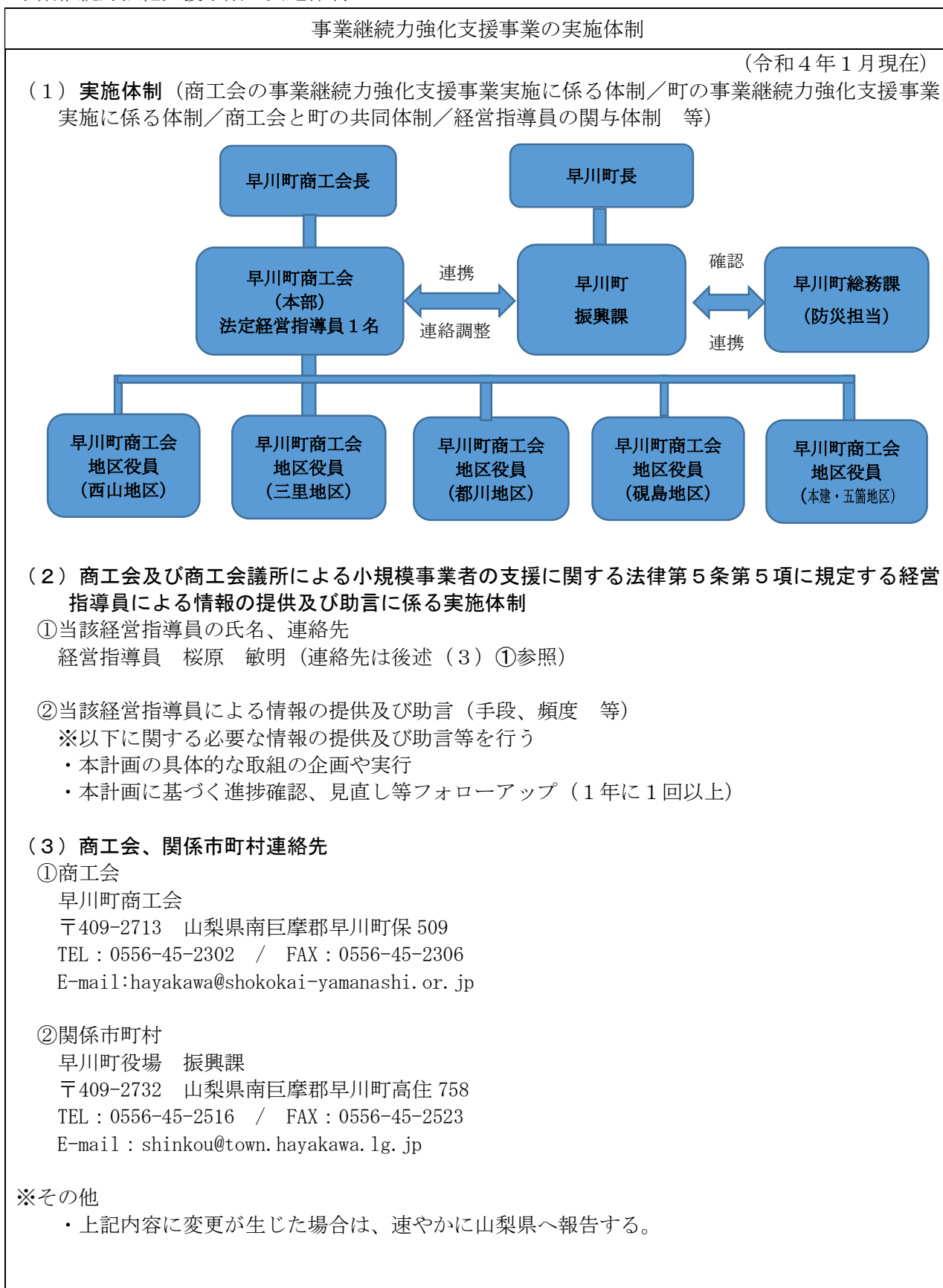
- 山梨県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山梨県等に相談する。

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
必要な資金の額	80	80	80	80	80
セミナー開催費	50	50	50	50	50
パンフ・チラシ作成費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
<p>①山梨県商工会連合会 〒400-0035 山梨県甲府市飯田2丁目2-1 中小企業会館3階</p> <p>②山梨県火災共済協同組合 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-37</p> <p>③東京海上日動火災保険株式会社 山梨支店 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-28 甲府東京海上日動ビル</p> <p>④あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 山梨支社 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3丁目20-5 あいおいニッセイ同和損保甲府ビル</p>
連携して実施する事業の内容
<p>①業務上の巡回相談時や窓口相談時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済制度等の加入の確認を行い、未加入事業所には共済制度に係る説明や保険会社等と連携したリスク回避に備えた支援を実施する。</p> <p>②山梨県商工会連合会が連携協定を結ぶ、山梨県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険(株)及びあいおいニッセイ同和損害保険(株)にリスク管理の専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや個別相談会の開催や損害保険会社の紹介等も行う。</p> <p>③その他BCP・事業継続力強化支援計画策定の推進、感染症影響による労務リスク対策の専門家派遣支援等を連携しながら実施する。</p>
連携して事業を実施する者の役割
<p>①、②、③とも、専門家の見地から自然災害・感染症等のリスクに備え、事前に必要と考えられる保険の加入確認。また、有事の際を見据えた準備の再確認等、対応に備える各種支援機会を提供していく。</p> <p>具体例として、自然災害・感染症リスクに係る</p> <ul style="list-style-type: none">・商工会会員事業者等に対する災害・労務リスク対策のノウハウ提供・商工会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供・災害・労務リスク対策セミナー、個別相談会の共同開催及び講師派遣・災害・労務リスク対策ツールの提供等 <p>また、有事の際には、迅速に復旧できるよう、その課題について緊密な情報交換を図り、本計画に基づく具体的な再起支援を実施する。</p>

連携体制図等

